

2030 年の家計金融資産の姿 — 年齢階層別・地域別の展望と示唆 —

宮本 佐知子

■ 要 約 ■

1. わが国の金融機関を取り巻く環境は、ここ数年で急速に変わってきた。例えば、マイナス金利の導入、グローバル金融規制の強化、AIやフィンテックの台頭と新業態の参入、そして人口減少などが挙げられる。中でもわが国の総人口は、長期の人口減少過程に入っており、高齢化率の上昇も続いていくと見込まれている。また、人口を地域別に比べると、人口減少や高齢化の水準・スピードには大きな差が生じることも見込まれている。
2. 本稿の目的は、2030年のわが国の人口構成を基にした家計金融資産の姿について、年齢別や地域別という観点からさらに深掘りすることである。そこで本稿ではまず、足元の人口と家計金融資産について、年齢階層別構成及び地域別構成をそれぞれ確認した。次に、2030年の人口の年齢階層別構成及び地域別構成を示した上で、それを基に2030年の家計金融資産の年齢階層別構成及び地域別構成がどうなるのかを分析した。
3. 分析の結果、人口の高齢化のスピード以上に家計金融資産の高齢化が進んでいき、また、地域別に見ても、人口の高齢化と偏在化のスピード以上に家計金融資産の偏在化が進んでいくとの結論が得られた。
4. 金融機関が家計金融資産にアプローチするためには、このような変化を見据えた戦略をとることが、今後はますます大切になる。とりわけ金融機関にとって重要なことは、人口の減少と高齢化がもたらす様々な課題に対して単なる対処策を講じるだけでなく、これを機会と捉えていかに時代に合った業態へと柔軟に対応することが出来るかである。模倣できる前例がない中で、人口の減少と高齢化に対する取り組みをいかに発展させていくことが出来るのか。今後の金融機関の動きが注目されよう。

I はじめに

わが国の金融機関を取り巻く環境は、ここ数年で急速に変わってきた。例えば、マイナス金利の導入、グローバル金融規制の強化、AI やフィンテックの台頭と新業態の参入、そして人口減少などが挙げられる。

わが国の総人口は、2008年の1億2,808万人をピークに長期の人口減少過程に入っている。総人口減少の中で、65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合（高齢化率）が上昇し続けると見込まれており、また、これらを地域別に比べれば、人口減少や高齢化の水準やスピードには大きな差が生じることも見込まれている。

わが国の企業についても、このような人口の変化に合わせて変わっていくことが、今後生き残る条件になると思われる。金融機関のような規制業種では、これまでは前例を踏襲することが多かったが、これからは人口増加時代の成功モデルから脱却し、人口減少や他国と比べて速い高齢化が想定されている中で、時代にあったモデルへ柔軟に対応することが必要だろう。

本稿の目的は、2030年のわが国の人口構成を基にした家計金融資産の姿について、年齢別や地域別という観点からさらに深掘りすることである。これは、金融機関が中長期戦略を立案する際のベースを提供し、議論に資することにもつながると考えられる。

本稿の構成は、以下の通りである。まず、足元の人口と家計金融資産について、年齢階層別構成及び地域別構成をそれぞれ確認する（II章、III章）。次に、IV章では2030年の人口の年齢階層別構成及び地域別構成を示した上で、それを基にV章では2030年の家計金融資産の年齢階層別構成及び地域別構成がどうなるのかを分析・展望する。最後にVI章では、今回の分析結果から得られるわが国の金融機関への示唆について議論する。

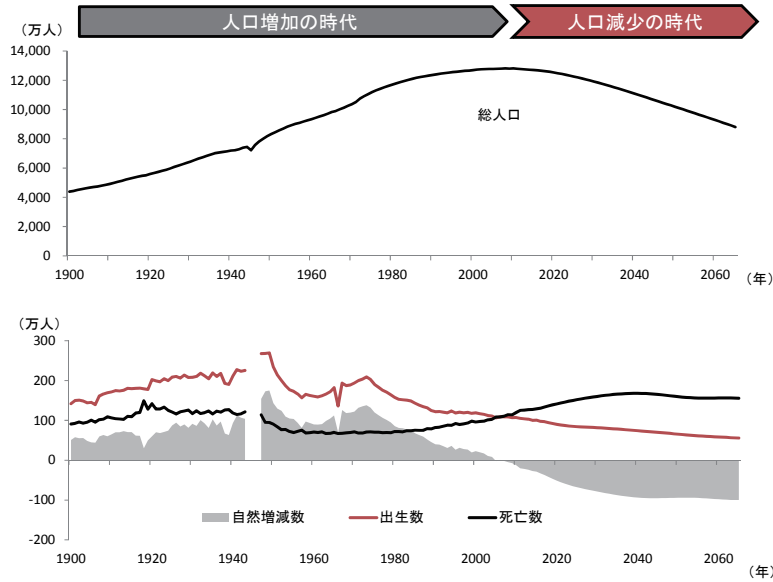
II 足元の人口構成

1. 総人口

わが国の総人口は、総務省「国勢調査（平成27年）」によると1億2,709万4,745人である（2015年10月1日現在）。男女別に見ると、男性は6,184万1,738人、女性は6,525万3,007人であり、女性が男性よりも341万1,269人多い。また、総人口のうち、日本人人口は1億2,428万3,901人（総人口の98.6%）、外国人人口は175万2,368人（同1.4%）である。

これまでわが国では、総人口の増加が続き1967年には初めて1億人を超えたが、2008年の1億2,808万人をピークに減少に転じている（図表1）。この間の人口動態を見ると、戦前の「多産多死」、戦後の「少産少死」により人口が増加する時代を経て、2007年からは出生数を死亡数が継続的に上回り、「少産多死」により人口が減少する時代に入っている。年間の死亡者数は、2003年に100万人を超え、2015年には129万人にのぼる。

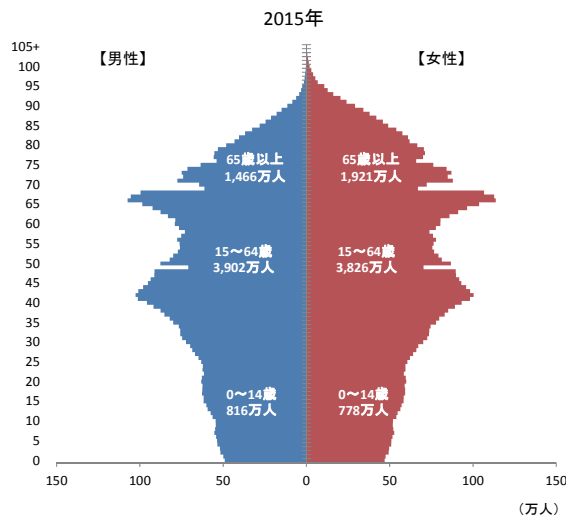
図表1 わが国の人口動態の推移



(注) 下図 1944～1946年はデータがない。1945～1972年は沖縄県を含まない。
 (出所) 2016年までは総務省統計及び厚生労働省統計、2017年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」より野村資本市場研究所作成

2015年の人口平均年齢は、46.4歳である。人口ピラミッドを見ると大きな隆起が二つあり、それが「団塊世代」(1947年～1949年生まれ、2015年時点で66～68歳)と、「団塊ジュニア」(1971年～1974年生まれ、同41～44歳)である(図表2)。両世代の最多人口は、団塊世代が1949年生まれ(同66歳)の221万人、団塊ジュニアは1973年生まれ(同42歳)の203万人であり、2015年時点の1歳児の人口97万人と比べると約2倍に相当する規模である。

図表2 2015年の人口ピラミッド



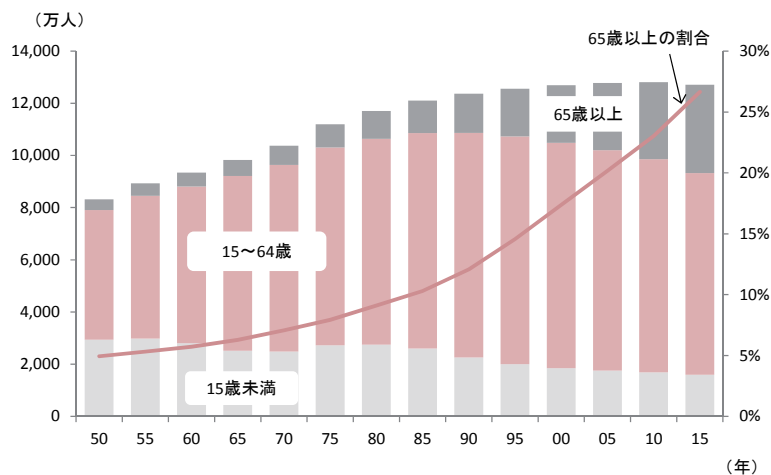
(注) 年齢不詳人口を按分した値。
 (出所) 総務省統計より野村資本市場研究所作成

2. 人口の年齢階層別構成

2015年の人口の年齢階層別構成を見ると、15歳未満人口は1,595万人（12.5%）、15～64歳人口は7,728万人（60.8%）、65歳以上人口は3,387万人（26.6%）である（図表3）。このうち、75歳以上人口は1,632万人（12.8%）となっている。

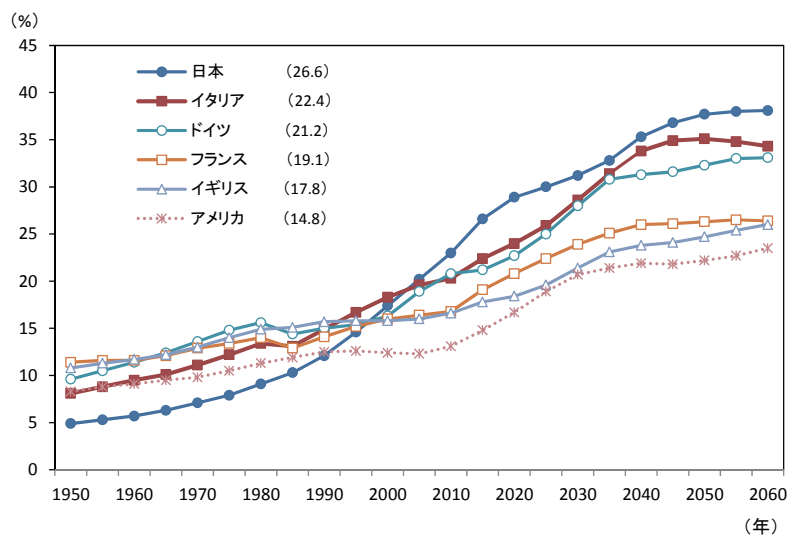
高齢化率を見ると、1990年の12.1%が2015年には26.6%と過去最高になっている。諸外国と比較すると、わが国の高齢化率上昇のスピードは、特に1990年以降は速い（図表4）。

図表3 人口の年齢階層別構成の推移



(注) 1950～1970年は沖縄県を含まない。年齢不詳人口を按分した値。
 (出所) 総務省統計より野村資本市場研究所作成

図表4 高齢化率の国際比較



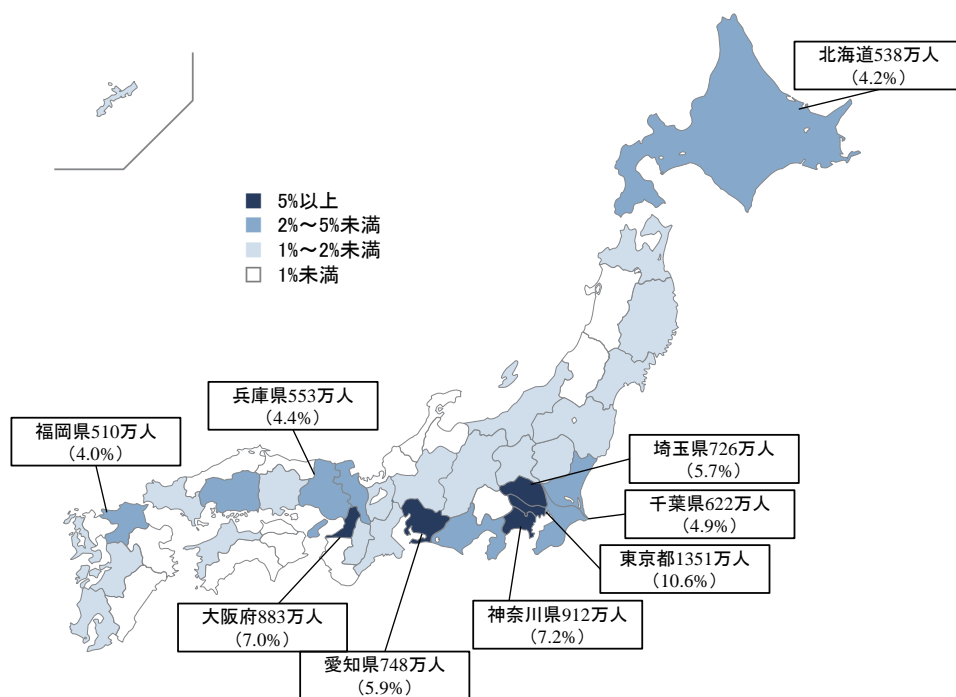
(注) 凡例の（）内の数字は、2015年の高齢化率。
 (出所) 総務省統計、国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』（平成29年推計）、国際連合“World Population Prospects: The 2015 Revision”より野村資本市場研究所作成

3. 人口の地域別構成

2015年の人口の地域別構成を見ると、最も人口が多い地域は東京都（1,351万5,271人）であり、総人口の10.6%を占める（図表5）。次いで神奈川県（912万6,214人）、大阪府（883万9,469人）であり、人口上位9都道府県を合わせると、総人口の53.9%を占める。また、東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）の人口は3,613万685人であり、総人口の28.4%を占める。

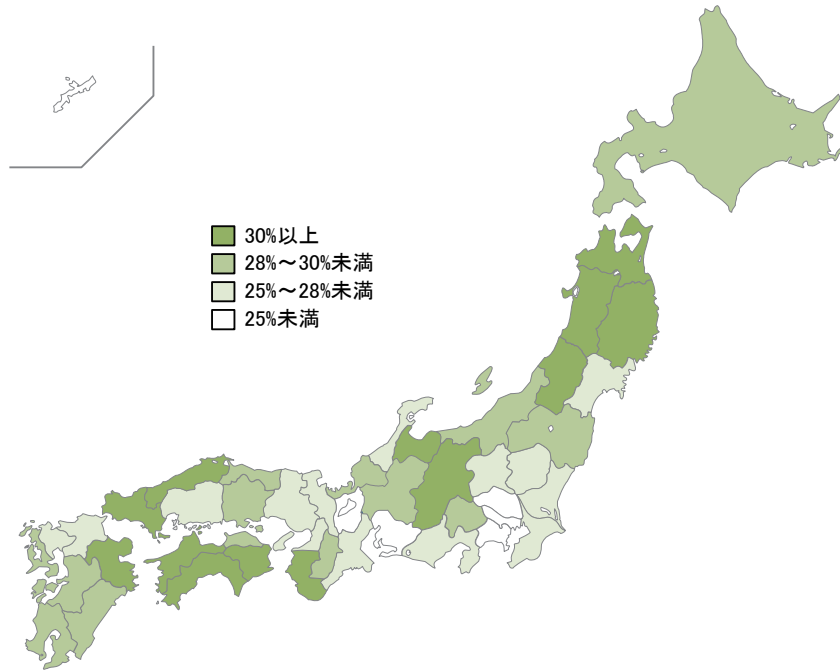
さらに、地域別人口の年齢別構成を見ると、41道府県で高齢化率は25%以上となっている（図表6）。高齢化率が最も高い地域は秋田県（33.8%）であり、次いで高知県（32.8%）である。一方、高齢化率が最も低い都道府県は、沖縄県（19.6%）、東京都（22.7%）である。

図表5 人口の都道府県別構成（2015年）



(出所) 総務省統計より野村資本市場研究所作成

図表 6 都道府県別の高齢化率（2015 年）



(出所) 総務省統計より野村資本市場研究所作成

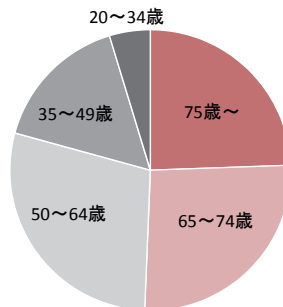
III 足元の家計金融資産

1. 家計金融資産の年齢階層別構成

わが国の家計金融資産に関する統計を見ると、年齢階層別構成及び地域別構成は公表されていない。そこで本稿では、日本銀行や総務省等の複数統計を基にそれぞれ推定した。

まず、足元の家計金融資産の年齢階層別構成を推定したところ、65 歳以上がわが国の家計金融資産の過半を占めており、75 歳以上に限ると 24%を占めている（図表 7）。

図表 7 家計金融資産の年齢階層別構成（2015 年）

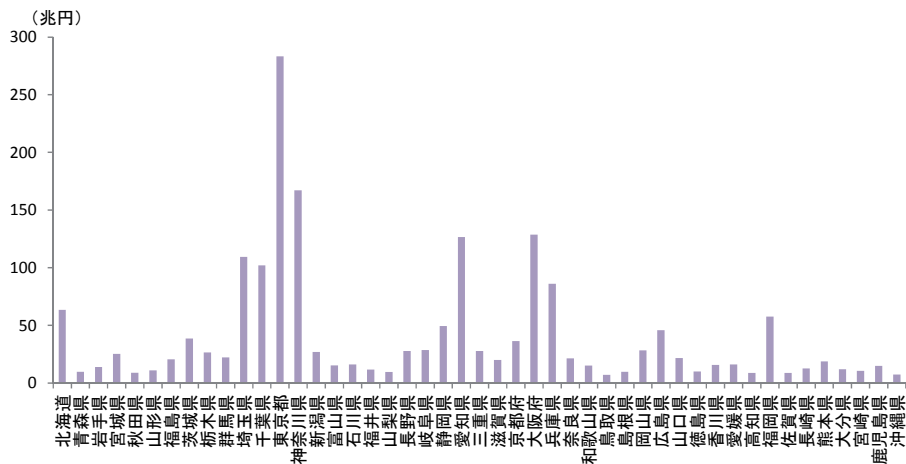


(出所) 総務省統計より野村資本市場研究所推定

2. 家計金融資産の地域別構成

足元の家計金融資産の地域別構成を推定したところ、最も多い地域は東京都であり 283兆円、次いで神奈川県が 167兆円である（図表 8）。家計金融資産が多い上位 6 都府県を合わせると、わが国の家計金融資産の 50%を占めている。また、東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）は、わが国の家計金融資産の 36%を占めている。

図表 8 家計金融資産の地域別分布（2017年）

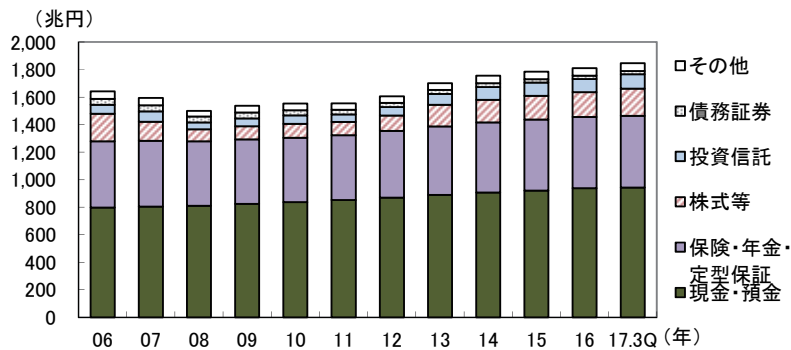


（出所）日本銀行統計、総務省統計等より野村資本市場研究所推定

3. 家計金融資産の種類別構成

足元の家計金融資産総額は、日本銀行「資金循環統計」によると 1,845 兆円とされている。近年の動きを振り返ると、資産の過半を占める現金・預金が緩やかに増加する一方、株価上昇に伴い現物株や投資信託の評価額が膨らみ、家計が保有する金融資産は緩やかに増加してきた（図表 9）。

図表 9 家計金融資産の残高と内訳の推移



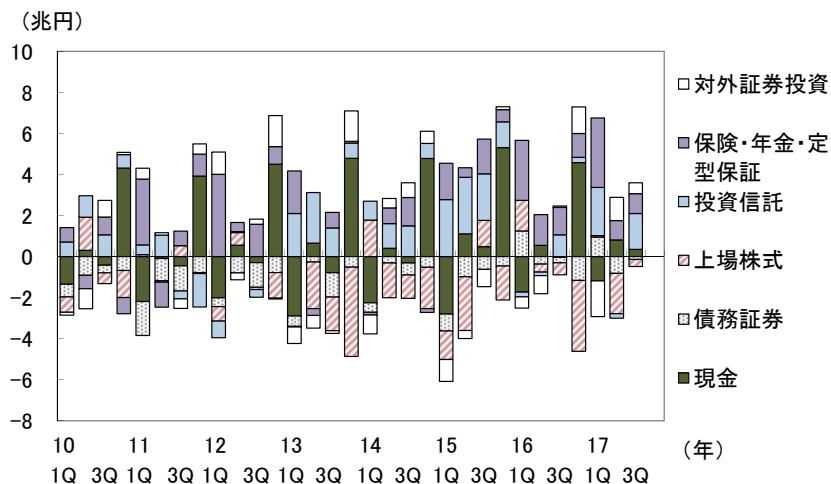
（出所）日本銀行統計より野村資本市場研究所作成

その中でマイナス金利が導入されて2年目を迎えた2017年を振り返ると、家計資金は市場に残された利回りを求めて投資先を一層多様化させており、その一部は生命保険や外貨預金、対外証券投資などに向かうようになっている（図表10）。また、株価が一段と上昇する中で、家計資金は投資信託へも流入したが、その流入先は2016年まで主流だった毎月分配型の投資信託ではなく、成長企業や新興国に投資する投資信託が存在感を増すようになっている。この背景には、金融庁の指導もあり販売会社が分配頻度の少ない投資信託に販売の主軸を置くようになったことや、家計側でも投資信託のコストや運用効率に目配りするようになったことが挙げられるだろう。

また株価の上昇は、株式を巡る個人資金の動きにも影響を及ぼしていると考えられる。個人による株式売買動向を確認すると、これまで個人は株式を長らく売り越してきたが、株価が底打ちした2012年以降は売越額が一段と増加し、2017年は2013年に次ぐ売越額になった。この背景には、株式相場の上昇を機に長年塩漬けにしてきた株式を売却したり、相続した株式を売却する人が増えていると見られ、これらの世代交代の動きも含めた売却額が新たな買付額を上回る状況が続いている。売却された株式や投資信託は、MRFや預金となり滞留していると思われる。

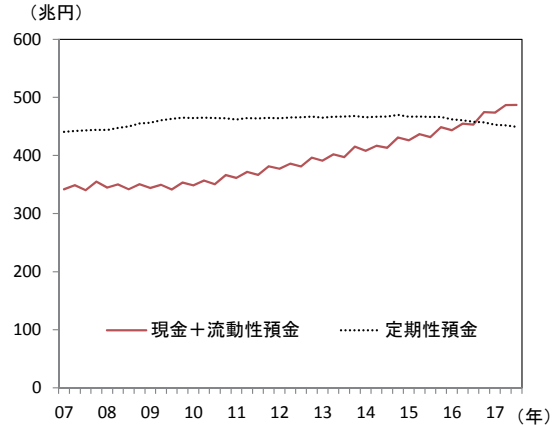
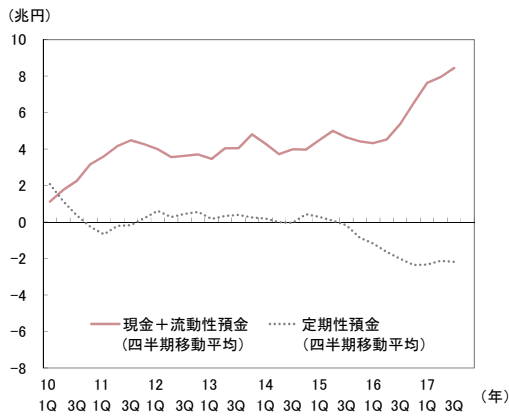
2017年の家計金融資産の動きを見る中で注目されるのは、増加額が最も大きかった資産が「現金・預金」だったことである。「現金・預金」の内訳を見ると、「定期性預金」が減少する一方で「流動性預金と現金」が増加する傾向が続いている（図表11）。水準においても2016年末には両者が逆転し「流動性預金と現金」が「定期性預金」を上回っている（図表12）。この動きの解釈としては、家計が資金を預金に長期間固定させるのではなく、期待リターンに見合う投資先が現れるまで動かしやすい形で待機させているものと推測される。今後の注目点は、これらの待機資金が本格的にリスク資産に向かうかである。

図表10 主な金融資産への家計資金の純流出入（除く預金）



（出所）日本銀行統計より野村資本市場研究所作成

図表 11 現金・預金への家計資金の純流出入 図表 12 家計が保有する現金・預金の残高



(出所) 日本銀行統計より野村資本市場研究所作成

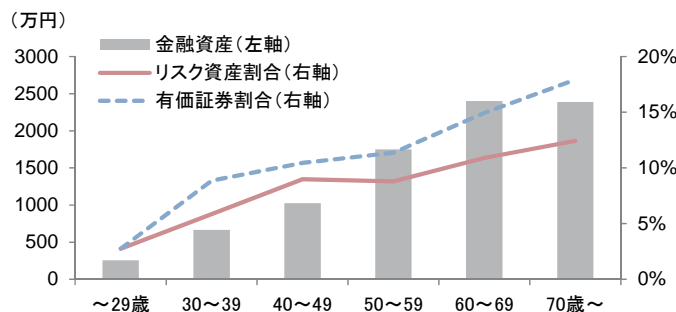
(出所) 日本銀行統計より野村資本市場研究所作成

家計金融資産の現状について、まず足元の変化について見てみたが、次に家計金融資産の保有状況という断面を見てみよう。年齢階層別の世帯金融資産（二人以上）を統計から見ると以下の点が指摘できる。

第一に、世帯主の年齢が上がるほど、世帯当たりの金融資産は多くなっている。金融資産が最も多いのは60歳代であり、70歳以上になると取崩しが進むために60歳代よりも減少するが、それでも50歳代よりも多い。第二に、金融資産から負債を除いた純金融資産を比べると、60歳代よりも70歳以上の方が多くなっている。第三に、実物資産も含めた総資産を比べても、60歳代よりも70歳以上の方が多くなっている。

また、世帯主の年齢が上がるほど、金融資産に占めるリスク資産の割合は高くなっている（図表13）。最もリスク資産の割合が高いのは70歳以上である。金融資産に占める有価証券の割合を比べても、同様の傾向が見られる。また、高齢者のいる世帯に注目すると、有職世帯よりも無職世帯の方がリスク資産や有価証券の割合が高くなっていることは興味深い。

図表 13 年齢階層別の世帯金融資産（2015年）



(注) リスク資産は株式と株式投資信託の合計を示した。

(出所) 総務省統計より野村資本市場研究所作成

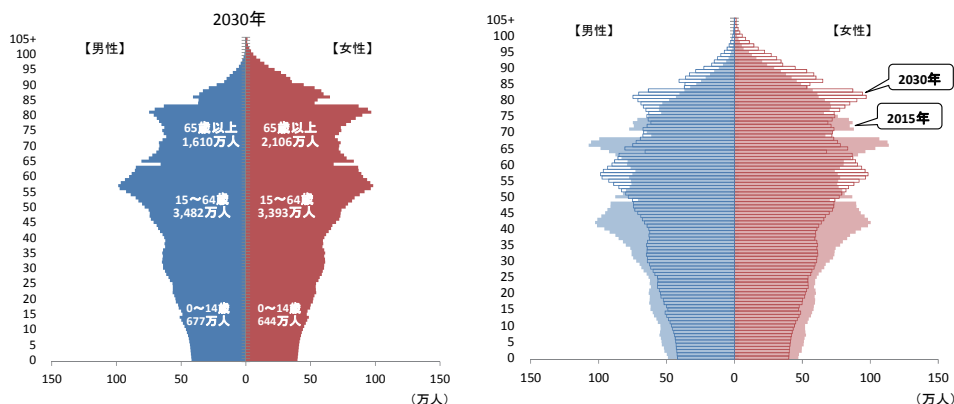
IV 2030年の人口構成

1. 総人口

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」によると、2030年のわが国の総人口は1億1,913万人と、2015年に比べて6%の減少が予想されている。

2030年までに少子化と高齢化が一層進む中で、長寿化も進むことが予想されている。平均寿命は、2015年の男性80.75歳・女性86.98歳が、2030年には男性82.39歳・女性88.72歳へ上昇すると予想されている。人口ピラミッドは2030年までに筒型化が進み、団塊世代は80歳代前半（81～83歳）、団塊ジュニアは50歳代後半（56～59歳）となる（図表14）。

図表14 2030年の人口ピラミッド



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」より
野村資本市場研究所作成

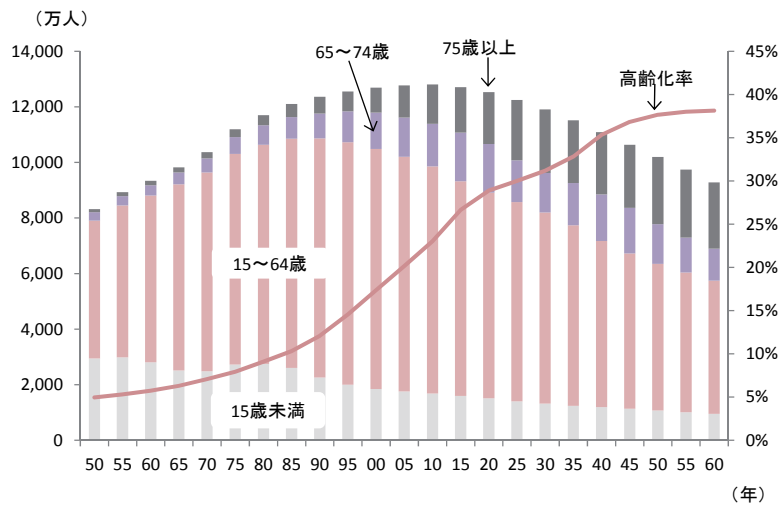
2. 人口の年齢階層別構成

2030年の人口の年齢階層別構成は、15歳未満人口が1,321万人（11.1%）、15～64歳人口が6,875万人（57.7%）、65歳以上人口が3,716万人（31.2%）、このうち、75歳以上人口が2,288万人（19.2%）と予想されている（図表15）。

高齢者人口の増加は続くと見込まれているが、高齢者人口の更なる高齢化も進んでいく。65～74歳人口は、2014年に団塊の世代全員が65歳以上となり、2016年に1,768万人とピークを迎えたが、その後は（2028年まで）減少傾向となる。一方、75歳以上人口は、2018年には65～74歳人口を上回り、団塊の世代全員が75歳以上となる。2024年には2,121万人に達し、その後も2030年まで増加すると見込まれている。また、100歳以上人口は、2015年の6.2万人から、2030年には19.2万人へと、3倍以上に増加する。

そのため、2030年の人口の年齢階層別構成を2015年と比べると、年少人口が減少する一方で高齢者人口は増加し、特に75歳以上が増加することになる。そして、高齢化率は2030年には31.2%へと、2015年の26.6%から上昇すると予想されている。

図表 15 人口の年齢階層別構成の推移



(注) 1950～1970年は沖縄県を含まない。年齢不詳人口を按分した値。

(出所) 2015年までは総務省統計、2020以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」より野村資本市場研究所作成

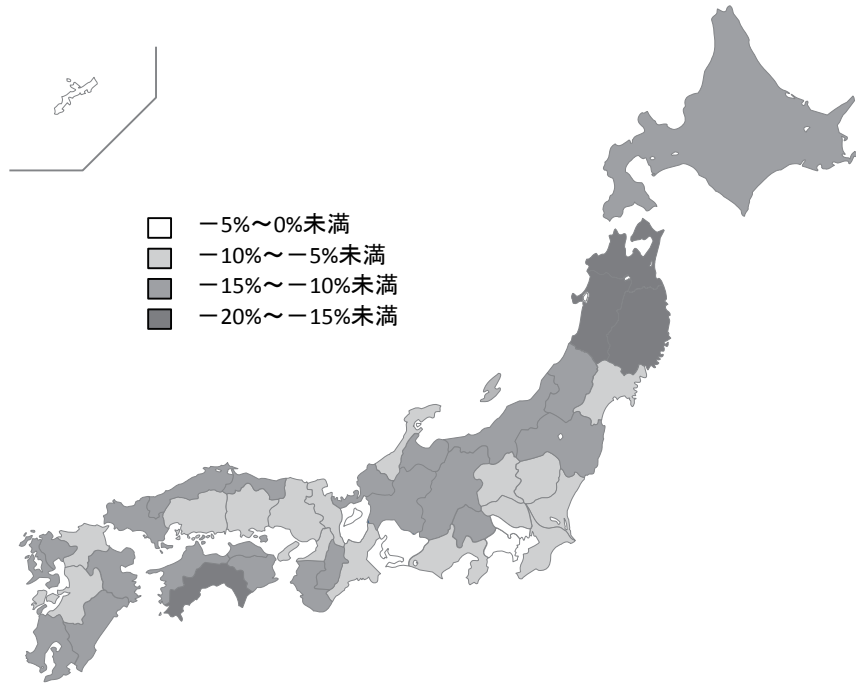
3. 人口の地域別構成

2030年の人口の地域別構成は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」によると、人口が最も多い地域は東京都（1,296万人）であり、全国の11.1%を占める。次いで神奈川県（883万人）、大阪府（812万人）であり、上位9都道府県を合わせると、総人口の55.1%を占めると予想されている。また、東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）の人口は3,439万人であり、総人口の29.5%を占める。そのため、2030年の地域別人口を見ると、現在も人口が多い上位9都道府県や東京圏への人口集中が緩やかに進むことになる。

2030年の地域別人口を2015年と比べると、全ての都道府県で人口が減少する（図表16）。このうち、特に人口減少率が高い秋田県では19.1%、青森県では16.9%減少する。地域別の人口変化は、出生と死亡による自然要因と、地域間の人口移動等による社会要因に分けられるが、前者については2030年までに沖縄県を除く全ての都道府県で減少する一方、後者については2030年までに東京都など大都市圏への人口流入が見込まれる。

2030年の地域別人口の年齢階層別構成を見ると、高齢化率は全ての都道府県で25%以上となる（図表17）。高齢化率が最も高い地域は秋田県（41.0%）であり、次いで高知県（37.9%）である。一方、高齢化率が最も低い地域は沖縄県（26.5%）であり、次いで東京都（27.0%）である。2030年の高齢化率は、全ての地域で2015年より上昇するが、その上昇幅は地域によって異なる。上昇幅が最も大きい地域は青森県（7.6%pt）であり、次いで福島県と秋田県（7.3%pt）である。また、現在は高齢化率が最も低い沖縄県でも、2030年までには高齢化率が6.7%pt上昇すると見込まれている。

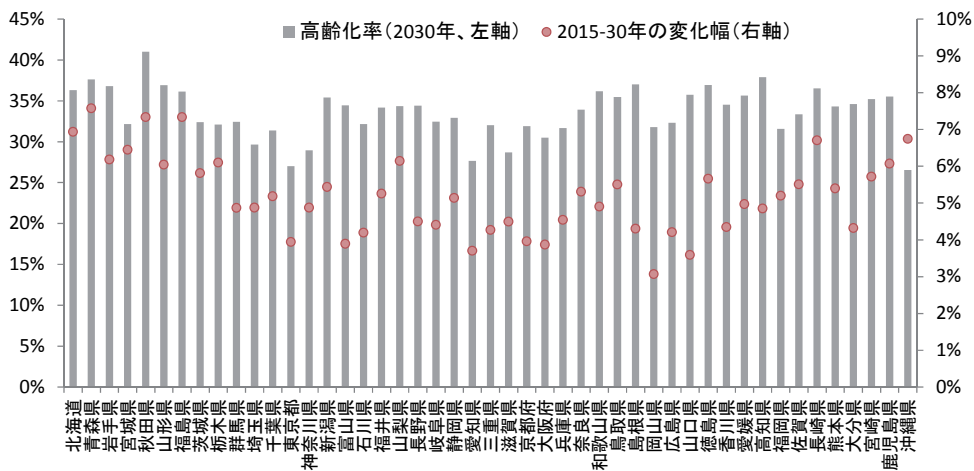
図表 16 2030年までの都道府県別の人口変化率



(注) 2015年からの変化。

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」より野村資本市場研究所作成

図表 17 2030年の都道府県別の高齢化率と2015年からの変化幅



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」より野村資本市場研究所作成

V 2030年の家計金融資産

1. 家計金融資産の年齢階層別構成

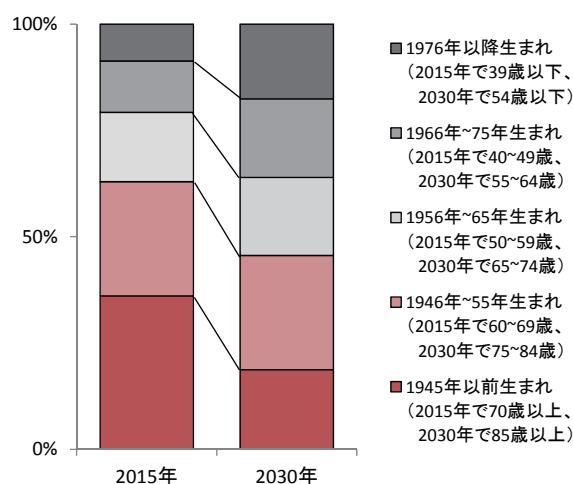
このような人口構成の見通しに基づき、2030年の家計金融資産について、年齢階層別構成及び地域別構成を推計した。まず、家計金融資産の年齢階層別構成については、5歳階級別のボトムアップ型モデルにより推計した。このモデルでは、勤労収入（男女別に賃金カーブと就業状態を考慮）、支出、資産運用収入、相続の4つを考慮して推計した。

推計の結果、2030年にはわが国の家計金融資産のうち高齢層が占める割合が2015年よりも増加し、65歳以上が最大で65%を、75歳以上が最大で46%を保有することになる（図表18）。このような資産分布の変化は、人口の高齢化と相続が鍵を握る。人口の高齢化に伴い、高齢者人口が増加し、高齢層が保有する資産も増加する。加えて、長寿化が進むにつれて相続年齢も上昇するため、とりわけ60歳代を中心とする資産蓄積には、親からの相続が貢献する。そのため、高齢化の進展と相続を通じて、家計金融資産が高齢世代に偏在してゆくことになる。

世代間の資産移転については、ここでは二次相続のみと想定したが、一次相続から発生すると仮定すれば、75歳以上への資産偏在はやや緩和される。さらに、ここでは贈与を想定していないが、贈与による早めの世代間の資産移転を仮定すれば、75歳以上への資産偏在はさらに緩和されることになる。

また、資産運用収入については、総じて高齢層ほどリスク資産を保有しているため、運用収入も高齢層ほど多くなる。ここでは収益率は経済成長率に等しいと想定したが、より高い収益率を仮定すると、若年層よりも高齢層の運用収入や金融資産の方が増えることになる。そのため、この推計結果によると、若年層の資産を増やすためには、リスク資産割

図表 18 2030年の家計金融資産の年齢階層別構成



(出所) 野村資本市場研究所推計

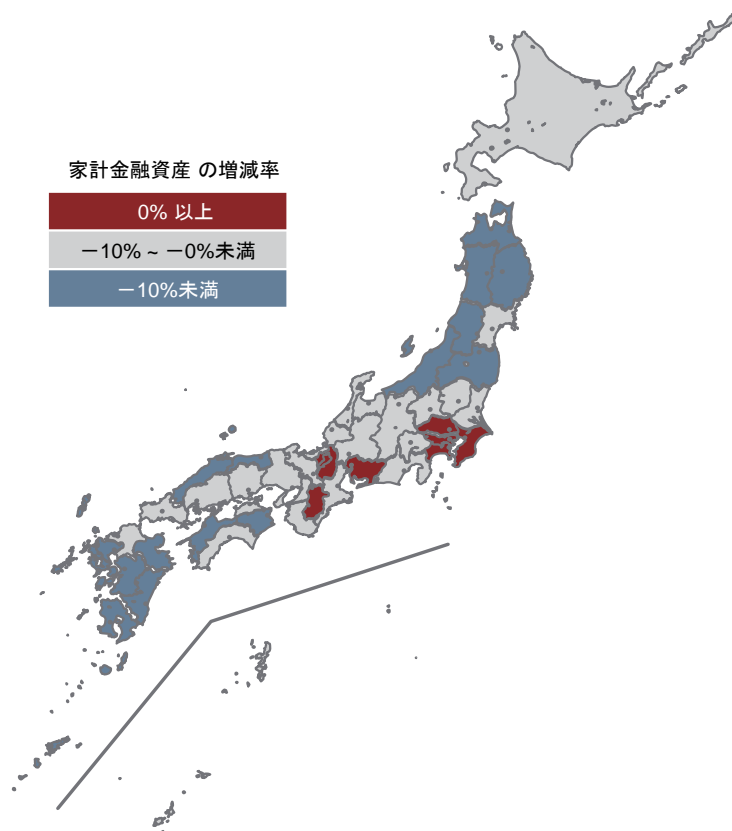
合を高めて運用収入を増やすことに加えて、労働所得の増加による貯蓄の増加や、早めの世代間の資産移転が重要になる。

2. 家計金融資産の地域別構成

2030年の家計金融資産の地域別構成については、人口高齢化による影響と相続に伴う世代間の資産移転による影響を考慮したトップダウン型モデルにより推計した。筆者は、2008年に相続に伴う世代間の資産移転による影響を地域別に推計した論文を発表し¹、その後も期間をずらした推計結果を発表してきたが、今回は最新のデータを用いて推計期間も延長した上で、人口高齢化による影響と併せて新たに推計した。

推計の結果、2030年の家計金融資産が増加する地域は7都県のみであり、その他の地域は減少する（図表19）。増加率が最も高い地域は埼玉県と神奈川県であり、東京圏でわが国の家計金融資産全体の38%を占めることになる。この他、愛知県、滋賀県、奈良県でも増加する。そのため、2030年の地域別家計金融資産は、2015年に比べると東京圏など大都市圏への資産集中が一層進むことになる。

図表19 2030年までの地域別家計金融資産の変化



(出所) 野村資本市場研究所推計

¹ 例えば宮本佐知子「個人資産の地域分布が相続で変わる」『週刊金融財政事情』2008年6月16日号。

世代間の資産移転については、前述した年齢別推計と同様に二次相続のみと想定したが、一次相続から発生すると仮定したり、贈与を仮定すれば、その影響は異なる結果となる。

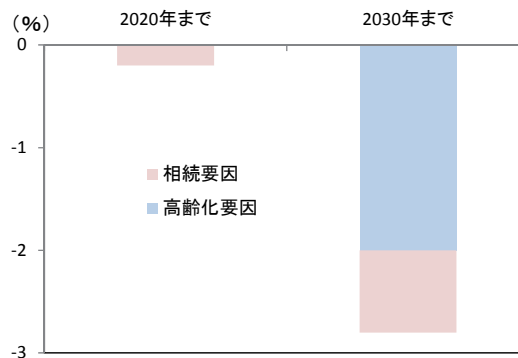
また、相続財産については、ここでは金融資産に限定して推計したが、現実には実物資産の一部も相続時に換金される可能性も高く、その点も考慮すれば影響は一層大きくなる。

さらに、この地域別の推計結果は、ターゲットとする年によって結果も異なる。特に、人口の移動パターンが年によって変わるために、相続に伴う世代間の資産移転による影響も、年によって異なると考えられるからである。

実際の金融機関戦略を考えるためには地域別に掘り下げた分析を行う必要があるが、一例として、地域特性として様々な要素が混ざっている福岡県を取り上げる。福岡県の場合、2030年までに高齢化が進み、人口総数は2015年から6%減少する。このような人口の変化により、家計金融資産は2030年までに3%減少するが、これは高齢化による影響と相続に伴う資産移転による影響の合計であり、2020年以降に本格化する（図表20）。

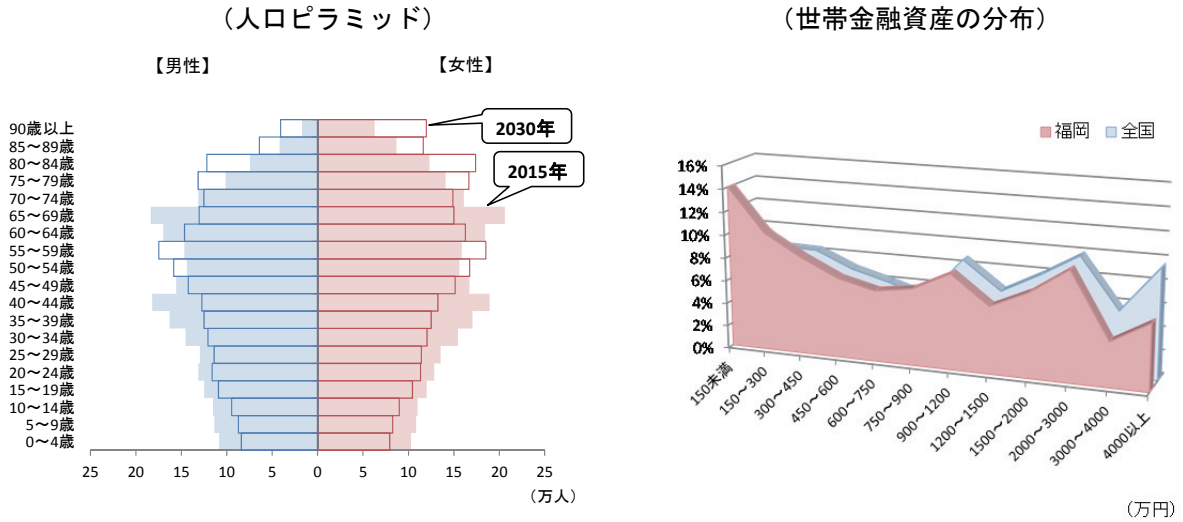
福岡県全体ではこのような変化が見込まれるが、金融機関が実際の戦略を考えるにあたっては、県全体の影響を把握した上で、それぞれの地域特性を見極めて検討する必要がある。例えば、図表21に示した人口ピラミッドによると、人口の高齢化が進む中で、最も人数が多い年齢階層は、2015年は65～69歳と40～44歳の2つあるが、2030年には55～59歳になる。家計資産については、その分布は金額階層別・地域別にも大きく異なっている。

図表20 福岡県の事例（家計金融資産の変化）



(出所) 野村資本市場研究所推計

図表 21 福岡県の事例 (人口と家計資産)



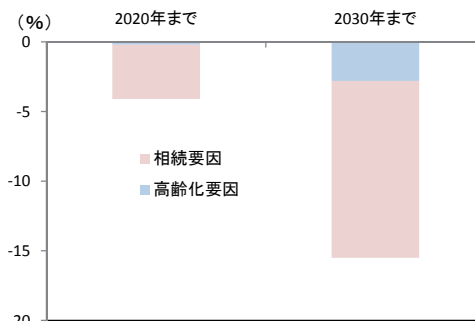
(地域別の相続税課税割合)



(出所) 各種統計より野村資本市場研究所作成

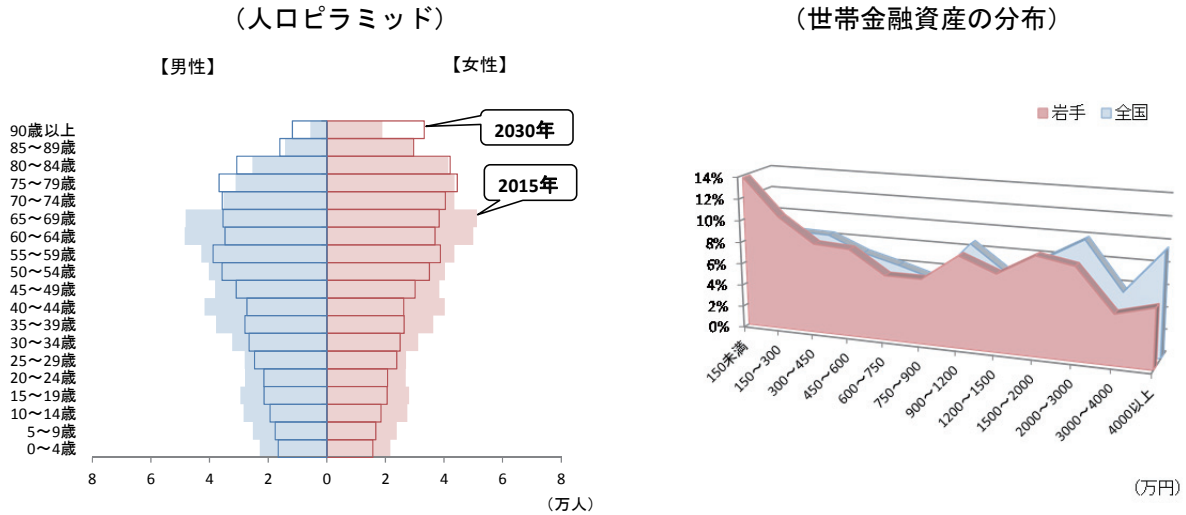
別の例として、岩手県を取り上げる。岩手県の場合、高齢化が既に進んでいる地域だが、2030年までに高齢化が一層進み、人口は2015年から15%減少する。このような人口の変化により、家計金融資産は2030年までに16%減少するが、その影響の一部は2020年までに顕在化すると見られる(図表22)。岩手県でも、県全体の影響を把握した上でそれぞれの地域特性を見極め、早めに戦略を検討しておく必要がある(図表23)。

図表 22 岩手県の事例 (家計金融資産の変化)



(出所) 野村資本市場研究所推計

図表 23 岩手県の事例（人口と家計資産）



(地域別の相続税課税割合)



(出所) 各種統計より野村資本市場研究所作成

VI 終わりに

1. 分析結果からの示唆

わが国では今後、人口の高齢化は一層進むことになる。そして本稿の結果は、人口の高齢化のスピード以上に家計金融資産の高齢化が進んでいくこと、また、地域別に見ても、人口の高齢化と偏在化のスピード以上に家計金融資産の偏在化が進んでいくことを示している。金融機関が家計金融資産にアプローチするためには、このような変化を見据えた戦略をとることが、ますます重要になろう。

これらの結果は、金融機関に対して次の二つの課題への対応が重要になることを示唆している。第一に、増加する高齢者資産への対応である。これは、高齢者との取引におけるトラブル防止や、高齢顧客の早期離脱防止につながるため、特に高齢顧客の多い金融機関にとっては、既存顧客資産の流出を減らすための「守り」の対応になる。第二に、高齢者の資産移転への対応である。これは、高齢顧客の遺産流出防止（守り）だけでなく、生前の贈与資産獲得（攻め）や、他社からの相続資産獲得（攻め）にもつながるため、金融機関にとっては既存顧客資産を当面だけでなく将来まで守り抜きつつ、新たな顧客資産も獲

得するための「守りと攻め」の対応になる。また、前者の課題は顧客の健康や最期など金融機関が関与できない部分も多いのに対し、後者の課題は金融機関にも関与出来る余地が残されている点でも注目に値しよう。以下では、これらの二つの課題へ対応する際、考えておきたいことについて、概要を簡単に述べたい。

2. 高齢者資産への対応

一般に、個々人が保有する資産や認知能力も含めた健康状態は、高齢になるほど格差が大きくなる。また近年は、公的年金制度への信頼感が低下していることに加えて、伝統的にリスクに対する緩衝材となってきた「家族間の支え合い」も期待しづらくなっており、個々人にとって老後に必要な資金の計算は難しくなっている。一方、社会全体の長寿化は進んでおり、特に女性は総じて長生きするため、配偶者がいても最晩年は一人で生きる期間が相応にあることも多い。筆者は、これらの点については 2006 年の論文で指摘し問題提起をしたが、その後 10 年以上経った現在でも、このような高齢者が抱える様々なリスクに対して正面から取り組んだヘッジ手段やソリューションは十分とは言えない。さらに近年は、相続をめぐる個々人の意識の多様化も進んでおり、従来の商品・サービスではニーズに応えきれていない。金融機関では、個々の高齢顧客の真の金融ニーズを引出し、それに対して適切なソリューションを提案するための真摯な取組みが、今後は一層大切にならう。

3. 高齢者の資産移転への対応

人口の高齢化が進むにつれて、高齢世代に偏在する資産は順次、次世代へと移転されることになる。この資産移転がもたらす影響を、個人間・世代間・地域間に整理して金融機関の視点でまとめると、次のようになる。

個人間では、相続資産の有無や多寡により、資産格差が拡大してゆく。金融機関は、顧客アプローチを考えるにあたり、現在の取引状況・収益性だけでなく、今後相続で資産が増える可能性も考慮した将来の観点も必要である。

世代間では、長寿化が進むにつれて相続時期も後ずれしており、個人資産の大半は高齢世代で循環し偏在が進んでゆく。金融機関は、セグメントを絞ったマーケティングや業務展開が必要である。

地域間では、過去に人口が流入した地域へ、今後は個人資産が相続を通じて移ってゆく。金融機関は、相続人との接点等を軸に属性を分類し、それぞれの属性に応じたサービスを提供することが必要である。

上記を総合すると、金融機関では将来の相続人というセグメントにターゲットを絞り、属性に合わせて取引関係を予め築いておくことが重要である。相続人世代が金融機関を選ぶ上で重視する点を踏まえると、具体的な方策については別稿に譲るが、①取引履歴、②

サービスの利便性、③商品・サービス内容の吟味が重要となる。これらについて、真に顧客を中心とする発想を追求し、ベクトルを揃えた展開を徹底できるかが、鍵を握るだろう。

4. 世代間をつなぐ機能を有するライフイベント

ところで、世代間をつなぐ機能を有するライフイベントとしては、相続だけでなく贈与も注目になる。この観点から見ると、近年導入されてきた政策措置は、金融機関の戦略を考える上でも有用である。その措置とは、「贈与を後押しする措置」と「相続税を強化する措置」である。

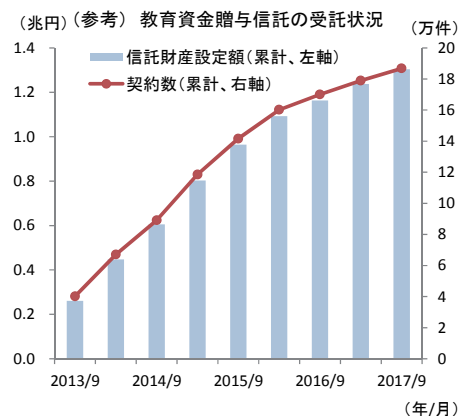
「贈与を後押しする措置」としては、2013年4月から開始された教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置が挙げられる(図表24)。これは、孫や子に対して教育資金として贈る資金が1,500万円まで贈与税が非課税になるものであり、2019年3月末までの贈与に適用される。家計側でも教育資金への関心は高く、同措置の利用者も増えている。この他にも、「贈与を後押しする措置」はある。2015年1月からは、贈与税の税率が部分的に引き下げられ、相続時精算課税制度の適用年齢も広げられた。2014年末で期限切れを迎えた住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税措置は、適用期限が2019年6月末まで延長され、非課税上限額も1,000万円から最大3,000万円へ引き上げられた。2015年4月からは、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が開始された。これは、結婚や育児費用目的で贈る資金が1,000万円まで贈与税が非課税になるものであり、2019年3月末までの贈与に適用される。2016年4月からは、ジュニアNISAが開始された。これは贈与税の優遇ではないものの、祖父母から孫へ贈与した資金のうち年間80万円までは非課税で運用するという使い方が可能な制度である。

「相続税を強化する措置」については、2015年1月から相続税の基礎控除及び税率構造が見直された。特に影響が大きかったのは、基礎控除の見直しである。基礎控除額は、

図表24 近年導入・延長された主な贈与措置の利用状況

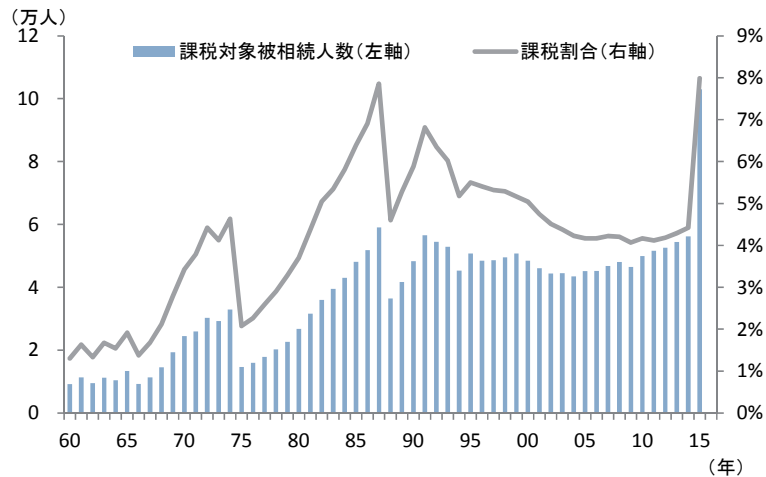
	住宅取得等資金		教育資金		結婚・子育て	
	人員 (人)	金額 (百万円)	人員 (人)	金額 (百万円)	人員 (人)	金額 (百万円)
2013年	75,241	658,338	69,231	489,549	—	—
2014年	65,414	504,969	77,588	515,739	—	—
2015年	66,726	657,187	85,587	519,600	3,374	8,908
2013~15年 累計	207,381	1,820,494	232,406	1,524,888	3,374	8,908

(出所) 国税庁統計より野村資本市場研究所作成



(出所) 信託銀行協会資料より野村資本市場研究所作成

図表 25 課税対象被相続人数と課税割合の推移



(出所) 国税庁統計より野村資本市場研究所作成

1980年代末に土地家屋の含み益が膨らんだこともあって数度に亘り引き上げられた後、1994年以降は据え置かれてきたが、この間に資産価格が大幅に下落したため、相続税の課税対象者は近年減少していた。しかし、2015年から基礎控除額が20年ぶりに引き下げられたため、課税対象者は前年から83%増加し、年間死亡者数に占める課税割合も前年の4.4%から8.0%へと上昇した(図表25)。

このような「贈与を後押しする措置」と「相続税を強化する措置」により、余裕のある階層を中心に、相続税の課税対象資産を予め縮小し将来の相続税負担を軽減させるために、贈与を検討する人が増えると思われる。それに伴い、将来の相続資産が、相続が生じる時期まで待たずに、贈与を通じて前倒しで動く可能性が、以前よりも高まっていると考えられる。そのため、金融機関にとってもこれらの制度は注目に値するわけだが、制度対応商品を扱うことが重要なのではなく、顧客中心主義の発想でいかに活用していくのかその後の展開を予め描いておくことこそが重要である。

5. 今後の注目点

今後、わが国では人口が減少し高齢化が一層進むことにより、家計資産分布も大きく変わると見込まれる。このような大きな変化に直面する金融機関にとって、高齢者資産が世代間移転する時に上手く誘導することと、既存顧客の資産全体に占めるシェアを引き上げることは、新規顧客を開拓することと同様に大事な戦略である。また、個人金融資産の減少を防ぐことや、地域における良い資金循環を育むことも、社会構造が大転換期を迎えたわが国では、金融機関に期待されるものであろう。

重要なことは、人口の減少と高齢化がもたらす様々な課題に対して単なる対処策を講じるだけでなく、これを機会と捉えていかに時代に合った業態へ変わることが出来るかで

ある。これまでの金融機関の常識は、最早、世間の常識ではなくなっている可能性もある。模倣できる前例がない中で、人口の減少と高齢化に対する「守り」だけでなく、「攻め」の取り組みをいかに発展させていくことが出来るのか。今後の金融機関の動きが注目されよう。